

- (3) 入札説明会の日時及び場所  
ア 日時  
平成16年8月2日(月)午後2時30分から  
イ 場所  
熊本県地域振興部情報企画課内(県庁行政棟新館9階)
- (4) 入札及び開札の日時及び場所  
ア 日時  
平成16年8月27日(金)午後1時30分から  
イ 場所  
熊本県地域振興部情報企画課内(県庁行政棟新館9階)
- (5) 入札書の提出方法  
5の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成16年8月26日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金  
入札に参加しようとする者は、見積もった一月当たりの額に借入期間月数(48月)を乗じた額の100分の5以上の金額を5の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。  
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札  
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。  
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札  
イ 委任状を提出しない代理人のした入札  
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札  
エ 記名押印を欠く入札  
オ 金額を訂正した入札  
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札  
キ 明らかに連合によると認められる入札  
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札  
ケ 2以上の意思表示をした入札  
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札  
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格  
設定しない。
- (6) 契約の締結  
ア 契約書作成の要否  
要  
イ 契約の締結期限  
落札者決定の日から14日以内とする。  
ウ 落札者からの契約締結の申出期限  
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(一月当りの賃借料)に借入期間月数(48月)を乗じた額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。  
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。  
イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって

- 締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

## 7 summary

- (1) Name and quantity of commodity  
A set of server and software system for IT Asset Management Solutions
- (2) Deadline of supply commodity  
September 30th 2004
- (3) Place to supply commodity  
Shown in the bid explanation form
- (4) Date and place to submit bidding proposal  
August 27th 2004 1:30 p.m.  
Room to submit bidding proposal  
Prefectural Office of Kumamoto
- (5) Deadline to submit bidding proposal by mail  
August 26th 2004
- (6) Language and currency to be used for bidding  
Japanese language and currency only
- (7) Name of the department in charge of this bidding contract  
Regional & Planning Division,  
Department of Regional & Development  
Prefectural Office of Kumamoto  
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,  
Kumamoto, Prefecture, 862-8570 Japan  
Phone : 096-383-1111 Ext.3083

---

**熊本県公告第599号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定による一定の複数建築物に対する制限の特例に関する認定を行ったので、同条第8項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年7月16日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 対象区域  
菊池郡合志町大字幾久富字村廻 1101 番
- 2 対象区域の面積  
4,893.63 平方メートル
- 3 縦覧に供する場所  
菊池市限府 1272 番地 10 熊本県菊池地域振興局土木部景観建築課

---

**熊本県公告第600号**

松島町長松尾万二郎から平成16年2月13日付けで協議のあった野々川地区土地改良事業（区画整理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年7月8日付けで同意した。

平成16年7月16日

熊本県知事 潮谷義子

---

**熊本県公告第601号**

相良村長矢上雅義から平成16年2月27日付けで協議のあった四浦地区（晴山工区）土地改良事業（区画整理）計画の変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年7月8日付けで同意した。

平成16年7月16日

熊本県知事 潮谷義子

---

**熊本県公告第602号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年7月16日

熊本県知事 潮谷義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称および面積

上益城郡嘉島町大字上仲間字前田 1798 番 4 及び同 1798 番 5  
449.31 平方メートル

- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上益城郡嘉島町大字上仲間 1798 番 4  
清崎 正文

#### 熊本県公告第 603 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により行った昭和 44 年 11 月 21 日熊本県指令第 486 号の道路位置指定は、次のとおり変更した。  
平成 16 年 7 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 人吉市中青井町字上青井田 354 番地 4
- 2 築造者の氏名 中村良郎
- 3 道路の位置 人吉市中青井町字上青井田 354 番 26
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 121.40 メートル
- 6 指定年月日 平成 16 年 7 月 2 日
- 7 指定番号 球磨企調第 7 号

#### 熊本県公告第 604 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 4 項及び同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成 16 年 7 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
サンリブ本渡  
熊本県本渡市栄町 7 番 34 号
- 2 変更しようとする事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
変更前 開店時刻 午前 9 時 30 分 閉店時刻 午後 8 時  
変更後 開店時刻 午前 8 時 閉店時刻 午前 0 時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 駐車場 No. 1 ~ 5 午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分まで  
変更後 駐車場 No. 1,4,5 午前 7 時 30 分から午後 10 時まで  
駐車場 No. 2 ~ 3 午前 7 時 30 分から午前 0 時 30 分まで
- 3 変更する年月日  
平成 16 年 7 月 23 日
- 4 届出年月日  
平成 16 年 6 月 22 日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び天草地域振興局振興調整室  
平成 16 年 7 月 16 日から平成 16 年 11 月 15 日まで

#### 熊本県公告第 605 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 7 条第 1 項の規定により、平成 16 年度クリーニング師試験を次のとおり実施する。  
平成 16 年 7 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時 平成 16 年 9 月 9 日（木）
    - ア 学科試験 午前 10 時から正午まで
    - イ 実地試験 午後 1 時から
  - (2) 場所 熊本県健康センター（熊本市東町四丁目 11 - 1）
- 2 試験科目
  - (1) 学科試験
    - ア 衛生法規に関する知識
    - イ 公衆衛生に関する知識
    - ウ 洗たく物の処理に関する知識
  - (2) 実地試験
    - ア 洗たく物の処理に関する知識及び技能
      - (ア) 衣類別のクリーニング方法
      - (イ) 繊維の鑑別
      - (ウ) しみ及び薬品の鑑別等
- 3 受験資格